

# 地域公共交通確保維持改善事業(被災地特例)

復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

## 地域間輸送

(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

### ○補助対象事業

- 「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件等を緩和した地域間輸送  
(①東日本大震災被災地域における応急仮設住宅経由系統、②福島県の原子力災害被災地域における災害公営住宅経由系統)

- 輸送量要件の緩和:「1日あたり輸送量15人以上」の要件を緩和
- 補助対象経費算定方法の緩和:補助対象限度額の非適用等
- バス車両補助の弾力化:車両購入費の補助対象化(※上記②の運行に係る車両に限る。)

- (1)補助率  
収支差等の1/2
- (2)特例措置の期間  
・平成23~32年度

- (3)対象地域
  - ①岩手県、宮城県、福島県の全市町村(H30年度計画)
  - ②避難指示・解除区域市町村(福島県内12市町村)



## 地域内輸送

(特定被災地域公共交通調査事業)

### ○補助対象事業

- 避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等との間の日常生活の移動確保を目的とする有償の地域内輸送等

- (1)補助率  
定額補助  
(応急仮設住宅の箇所数に応じて上限額を設定)

応急仮設住宅の箇所数	補助上限額
60か所以上	6,000万円
30か所以上60か所未満	4,500万円
30か所未満	3,500万円



- (2)特例措置の期間  
・平成23~32年度
- (3)対象地域  
・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)(H29年度)

### 特定被災地域公共交通調査事業の活用イメージ



復興とともに、刻一刻と変化する病院や商店等の位置、被災者の移動ニーズの変化を把握しつつ、適時適切にバス路線の運行経路や便数等を見直し